

建設業者監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(有)インテリア・ケイ	代表者氏名	小池 貞二
主たる営業所の所在地	沼津市上香貫檜島町 1356-8		
許可番号	静岡県知事許可（般-27） 第 31264 号	許可を受けている 建設業の種類	内装仕上工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年4月10日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第29条の2第1項		

処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し
(内装仕上工事業に関する一般建設業の許可)

処分の原因となった事実	営業所等不確知
(有)インテリア・ケイの営業所の所在地を確知することができないため、令和2年2月28日付け静岡県公報第84号でその旨を公告したが、当該公告の日から30日を経過しても同社から申出がなかった。	

その他参考となる事項	
------------	--

建設業者監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(有)八木工務店	代表者氏名	八木 重次
主たる営業所の所在地	沼津市下香貫宮脇 323-3		
許可番号	静岡県知事許可（般-29） 第 27205 号	許可を受けている 建設業の種類	建築工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年4月10日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第29条の2第1項		

処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し
(建築工事業に関する一般建設業の許可)

処分の原因となった事実	営業所等不確知
(有)八木工務店の営業所の所在地を確知することができないため、令和2年2月28日付け静岡県公報第84号でその旨を公告したが、当該公告の日から30日を経過しても同社から申出がなかった。	

その他参考となる事項	
------------	--

建設業者監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(有)昌栄工務店	代表者氏名	上田 昌治
主たる営業所の所在地	沼津市大岡 2934-13		
許可番号	静岡県知事許可（般-27） 第 30878 号	許可を受けている 建設業の種類	大工工事業 内装仕上工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年4月10日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第29条の2第1項		

処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し
(大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可)

処分の原因となった事実	営業所等不確知
(有)昌栄工務店の営業所の所在地を確知することができないため、令和2年2月28日付け静岡県公報第84号でその旨を公告したが、当該公告の日から30日を経過しても同社から申出がなかった。	

その他参考となる事項	
------------	--

建設業者監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(有)カナエ工務店	代表者氏名	菅沼 逸博
主たる営業所の所在地	沼津市大岡 4077-18		
許可番号	静岡県知事許可（般-28） 第 16677 号	許可を受けている 建設業の種類	建築工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年4月10日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第29条の2第1項		

処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し
(建築工事業に関する一般建設業の許可)

処分の原因となった事実	営業所等不確知
(有)カナエ工務店の営業所の所在地を確知することができないため、令和2年2月28日付け静岡県公報第84号でその旨を公告したが、当該公告の日から30日を経過しても同社から申出がなかった。	

その他参考となる事項	
------------	--

建設業者監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(株)創美	代表者氏名	多田 明生
主たる営業所の所在地	三島市加屋町 2-2-202		
許可番号	静岡県知事許可 (般-27) 第 30872 号	許可を受けている 建設業の種類	内装仕上工事業

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年4月10日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第29条の2第1項		

処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し
(内装仕上工事業に関する一般建設業の許可)

処分の原因となった事実	営業所等不確知
(株)創美的営業所の所在地を確知することができないため、令和2年2月28日付け静岡県公報第84号でその旨を公告したが、当該公告の日から30日を経過しても同社から申出がなかった。	

その他参考となる事項	
------------	--

建設業者監督処分情報

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	(有)佐藤土木	代表者氏名	佐藤 市郎
主たる営業所の所在地	駿東郡長泉町桜堤 1－7－1		
許可番号	静岡県知事許可（般-27） 第 14319 号	許可を受けている 建設業の種類	土木工事業 とび・土工・コンクリート工事業 舗装工事業 水道施設工事

2 処分に関する事項

処分年月日	令和2年4月10日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第29条の2第1項		

処分の内容

建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し

（土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、舗装工事業及び水道施設工事に関する一般建設業の許可）

処分の原因となった事実	営業所等不確知
	(有)佐藤土木の営業所の所在地を確知することができないため、令和2年2月28日付け静岡県公報第84号でその旨を公告したが、当該公告の日から30日を経過しても同社から申出がなかった。
その他参考となる事項	